

○小矢部市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成7年5月29日規則第11号

改正

平成8年3月29日規則第4号

平成10年3月24日規則第9号

平成18年3月29日規則第14号

平成18年12月12日規則第44号

平成20年4月1日規則第36号

平成22年3月31日規則第9号

平成30年9月3日規則第11号

小矢部市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

小矢部市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年小矢部市規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、小矢部市子ども医療費の助成に関する条例（平成7年小矢部市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第8項に規定する規則で定める給付）

第2条 条例第2条第8項に規定する規則で定める給付は、次のとおりとする。ただし、入院時の食事療養に要した費用は除くものとする。

- （1） 保険外併用療養費
- （2） 療養費
- （3） 訪問看護療養費
- （4） 家族療養費
- （5） 家族訪問看護療養費
- （6） 特別療養費

（保険医療機関等）

第3条 条例第2条第9項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- （2） 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師
- （3） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第

217号) 第3条の2に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師

(4) 前3号に掲げる者のほか市長が認めた者

(受給資格の登録)

第4条 条例第3条の規定による助成を受けようとする対象者(条例第3条に規定する対象者をいう。以下同じ。)の保護者(第6条において「申請者」という。)は、こども医療費受給資格登録(変更)申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、受給資格の登録の申請をしなければならない。

(1) 被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「保険証」という。)

(2) 養育者の前年(第7条に定める有効期間の始期が1月1日から9月30日までの間にある場合は、前々年)の所得の状況又は課税の状況を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 受給資格の登録は、条例第5条に規定する助成の対象となる期間において対象者又は養育者が条例第3条に規定する事由に該当しない間は継続するものとする。

3 保護者は、市長から受給資格の確認のために必要な書類の提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

第5条 削除

(受給資格証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請があった場合は、受給資格の登録の可否を決定し、その結果を小矢部市こども医療費受給資格に関する通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、受給資格に該当すると認められるときは、保護者に対し、こども医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)及び福祉医療費請求書(様式第3号)又はこども医療費(償還払)助成申請兼請求書(様式第4号。以下「助成申請兼請求書」という。)に必要事項を記載して交付しなければならない。

(受給資格証等の有効期間)

第7条 受給資格証の有効期間は、条例第5条に規定する助成の対象となる期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、出生、転入等により資格を有する対象者となった場合における有効期間の始期は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。この場合において、有効期間の始期が1月1日以降となる場合の終期は、当該始期が属する年の9月30日とする。

- (1) 出生、転入等により対象者となった日（以下「事由発生日」という。）から15日以内に市において登録申請書を提出した場合 事由発生日
 - (2) 事由発生日から15日を経過した日後に登録申請書を提出した場合 事由発生日又は登録申請書を提出した日の属する月の初日のいずれか遅い日
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における有効期間の終期は、それぞれ当該各号に定める日とする。
- (1) 対象者が市の区域内から他の市町村に転出した場合 当該市の区域内に住所を有しなくなった日
 - (2) 対象者が死亡した場合 死亡の日
 - (3) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者の資格又は被扶養者の資格を喪失した場合 当該資格を喪失した日の前日
 - (4) 対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定を受けた場合 当該決定を受けた日
(受給資格証の提示等)

第8条 条例第3条の規定による助成を受けようとする保護者は、対象者が医療を受けるときは、保険医療機関等に受給資格証及び保険証を提示し、福祉医療費請求書を提出しなければならない。

(助成額の審査及び支払事務の委託)

第9条 前条の規定による福祉医療費請求書の提出によって保険医療機関等に支払う助成額の審査及び支払事務は、市長が富山県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(償還払)

第10条 条例第6条第1項ただし書及び同条第2項ただし書の規定により助成を受けようとする保護者は、助成申請兼請求書を市長に提出しなければならない。

(変更申請等)

第11条 保護者は、住所、氏名又は保険証に変更があったときは、遅滞なく登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 保護者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格証等を市長に返還しなければならない。

(受給資格証の再交付)

第12条 保護者は受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、市長に受給資格証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、受給資格証を添えて行わなければならない。ただし、受給資格証を失ったときは、この限りでない。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、申請書又は届出に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

(諸帳簿の整備)

第14条 市長は、医療費の助成状況を明らかにするため、必要な帳簿を備え、常に整備しなければならない。

(その他必要事項)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成18年12月12日規則第44号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年10月1日から施行する。

(受給資格証の有効期間)

- 2 平成20年3月31日以前に交付された受給資格証及び同年4月1日から9月30日までの間に交付される受給資格証は、同日をもって効力を失う。

(経過措置)

- 3 第2条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の小矢部市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則第4条の登録を受けている者（小矢部市乳児及び幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（平成20年小矢部市条例第10号）による改正後の小矢部市子ども医療費助成に関する条例第3条第2号に該当する者を除く。）は、改正後の第4条の規定による登録を受けているものとみなす。

附 則（平成22年3月31日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(有効期間の特例)

- 2 改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年4月1日から同年9月30日までの間に新たに交付する受給資格証に係る有効期間は、当該交付の日から平成22年9月30日までとする。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年9月3日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の小矢部市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された受給資格証は、当該受給資格証の有効期間の満了するまでの間は、この規則による改正後の小矢部市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された受給資格証とみなす。